



いろいろなことに精通するから選挙権を与えるべきである、こういふふうに解釈をすべきものであるのか。これは昔からの問題でありますけれども、三月月という期限をこれにつけたというものは、一体どこに根拠を置かれて三月月という期間が置かれたものであるか、お聞かせ願いたいと思

○長野政府委員 お配りいたしました資料にもございませぬが、従来、わが国の選挙法におきましては、一番長いときは一年以上ということございませぬ。それから六月月になりまして、それから現在の三月月になっておりますが、ただし、これは市町村の選挙権の場合でございます。国の場合は、日本国民で二十歳以上の者は国会議員の選挙権を有する。三月月の住所要件というものは三月月というものは、お話をございましたように、少なくとも三月月くらい住所を有するかつこりてなれば、自治体の責任のある有権者としての態度なり行動なりというものは、そのくらいたつて初めて選挙権という資格を与えるにふさわしい行動なり何なりになってくるのではないかと、最低限の期間だといふふうに考えられておると思

思います。もう一つは、選挙人名簿に登録をいたしましたにつきましての観点から申しましても、少なくとも三月月くらい住所を有してあるといふことございませぬと、その市町村の住民として選挙管理委員会が確認をいたしました場合に不明確になる場合が多いわけでございます。したがって、三月月という住所要件がありまして初めて住所の確認をするに足る資料なり生活実態なりというものがはっきりする。したがって、名簿調製の技術上の必要が三月月というものが要求をされておるといふふうに、両方から三月月というものが考えられておると思

○山下委員 そうしますと、今後の改正で、三月

月以上同一市町村内に住居する者は、市町村の議会の議員、長の選挙権はあるが、県の場合は、今後は三月月に達しなくても都道府県議会議員、長というものの選挙には影響がない、こういふことになるわけですか。

○長野政府委員 市町村の選挙権を有します者は、これを包括するところの府県議会議員の選挙権を有するといふことは、そういう規定になっておるわけでございますが、ただし、同一の府県内でも市町村に住所を移しました場合にも、府県の選挙権というものはある。府県内では三月月以上住所を有しておりましたから府県の選挙権がある。そこが市町村の選挙権と府県の選挙権との場合の違いでございます。

○山下委員 それからもう一つ伺いたいと思ひますのは、三十条に、「天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会、更に選挙人名簿を調製しなければならぬ」といふことがここに書かれて、「前項の選挙人名簿の調製、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調製に必要事項は、政令で定める」といふことになっておるのですが、天災事変その他のものは、いまここに書いてある「天災事変その他の」といふ、この「その他」といふ文句にとらわれて結局あやうい大きな異動等が行なわれたものと想像いたしますが、今度は、その他をのせて別に名簿を作製しなければならぬ、こういふふうに今度は規定を定めるので、三

十条は、今度の新しいほうでは、大体前と同じことになると「天災事変その他の事故に因り必要なときは、市町村の選挙管理委員会、更に選挙人名簿を調製しなければならぬ」と「前項の選挙人名簿の調製の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等は、政令で定める」とある。これと、今度改正するものとは一体どこがどう違うのですか。少し明確でないようを感じますので

○長野政府委員 お話のございました三十条は、これだけ見ますと、いろいろの場合を含むように確かに見えるわけでございますが、この規定は、実は現在も、今度の改正でも、意味はそれほど変わらぬのでございまして、この規定は、天災とか火災とかいふことによりまして、市町村役場の選挙人名簿が、極端に汚損してしまつたとか、流失いたしましたとか、非常に汚損してしまつたとか、なくなつたといふような場合に、名簿は、従来でも毎年九月十五日現在でありますとか、いろいろなことできめておつたわけですが、そういうこと

で名簿が焼失したような場合には、もう一べん新しく名簿をつくり直すといふ必要が出てまいるわけでございますので、その関係は改正前も改正後も実は同じことございまして、どうも永久名簿にいたしましたけれども、名簿が火事でまる焼けに

なりましてとか、あるいは大水で流失してしまつたりよりなことになると、新しくそこでつくり直さなければならぬわけでございます。その関係の規定、三十条の規定は従来と同じような関係で残ることになつておるわけでございますけれども、むしろ今回の名簿の中心の関係は、改正法によりましてこの十九条から二十二条までの改正規定が掲げられておるのですが、それから二十六

条以下三十条の前までのところで今回の名簿の關係の改正規定の改正を行ないたいといふふうな、そ

お聞かせをいたしたい。たとえ、百十条の「第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれるべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に対する第三十四条(その他の選挙)第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行ふべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。」と、こういふふうになつておるのです。法律というものは読み方がなかなかむずかしいので、会得しにくいのですが、これを平易な具体的なことばで言つてもらうと、どういふことなるのですか。

○長野政府委員 百十条の改正の関係は、いまお示しがございましたように、長の任期満了の選挙と、再選挙なり補欠選挙なり、その同一の地方公共団体の議員の選挙で、欠員が生じたり当選人がなかつたりした場合が再選挙でありまして、議員の欠員が生じた場合に行なうのが補欠選挙でございますが、そういうふうな場合に、一定の定数以上の欠員が生じましたり、議員がなくなつた以上の場合に、再選挙、補欠選挙が行なわれるわけ

でございますけれども、ちょうどその団体の他の選挙がありませぬ場合は、そういう一定の欠員状態に達しませんが、そのときにあわせて選挙をするのでございまして、こういふふうになつておる現行法の規定が、百十条や百十三条の再選挙、補欠選挙の規定でございます。そういう選挙を、通常、便乗選挙とかいふ言ひ方をしておりますが、その場合の他の選挙というものが、地方公共団体の長の任期満了による選挙の場合につきましての解釈が、その選挙を行ないますときに、再選挙にいた

しまして、補欠選挙にいたしまして、その当該議員の任期満了前六カ月以内なら行なわないといふことになつております関係との組み合わせにおきまして、はっきりしない点があるといふこと



り登録の受け付けをやるよりな臨時の措置を講ずるよりな配慮が必要ではないかという議論を、私教年前に当委員会でしたことがあるのです。その後住宅団地が非常にふえてきている情勢からして、非常に重要なことであり、相当そういう市民サービスをしなければ、今度のこの制度の改正はほんとうに住民のものになつていかないのでないか。実はたいへん熱心に資料を集めていたでいて、その中で気がつきましたのは、これまで、そういう選挙関係の事務が、町内会という組織を通じて地方自治体が末端におろしている傾向が非常に顕著にあつたために、町内会に入つていながら、あるいは町内会のいるる事務上のそこに基づいて、要するに入場券がこなかつたり、投票権がなかつたりというよりなことを実は資料で拝見しているわけなんです。このところは、選挙に関する問題だけではありませんけれども、特にやはり地方自治体における住民の権利としては、義務のほうは非常にきつちりやられるわけですね。これで見ても、市民税も取られています、清掃料も取られています。地方自治体は取るほうは取つて、義務は課しているけれども、権利のほうは取つたらかしくなつていまして、これが非常に顕著に出ているのです。地方自治体ももちろんその住民に対して市民税を取るの当然であります。清掃料を取るの当然であります、それだけのものを取るのならば、権利についてはサービスを怠つてはならない、こう思ふのですが、大臣、そこらの問題を含めて、要するに伝達のあり方ですね、私は、権利に対するサービスというものは、町内会を通ずるのではなくて、市独自の手段で末端に必ず処置をするという方針を自治省として明らかにしてもらいたい。義務のほうはいま町内会を通じてもらつてついでに、権利のほうも、権利に対するサービスは、町内会を使わないで地方自治体の責任において処置をするというのを、ひとつ自治大臣、確約をしていただきたい。

○永山園務大臣 原則といたしまして、やはり市町村が責任を持ちまして、選挙管理委員会が中心

で、サービスをやりながら脱漏のないようにやるようにすることではなければならぬと考へます。具体的には局長から答弁をしていただきますが、要するに、今回は一斉調査をいたしますが、国勢調査よりも非常にむずかしいのでございます。その人がどこで選挙するかというところの実態と合わなければなりませんので、尤もそこを住居してあるから人口があるというところでなしに、選挙権の権利に關係する問題ですから、十分ひとつよく指導しまして、権利の漏れがないように考へておろすことが好ましいと考へておりますが、具体的には局長のほうから答弁いたします。

○長野政府委員 大臣が申し上げましたように、永久名簿に切りかえまじ際に、従来の名簿よりも一べんこの際洗い直すことがい、洗い直すにつまましては、やはり全国一斉に同時に洗い直す。少し神経質のようでございますけれども、調査が食い違ひますと、また人の移動がその間に行為なれて二重に登録など起るもので、そういうことにいたしてあります。そのためには、各市町村にそれぞれ調査区といひますか、調査のための地区を区分していただきまして、そして調査員と申しますか、そういう人に担当していただく。その地区にある全世帯についての人たちの選挙資格というものを一べん洗い直す。その洗い直しにつまましては、その地区ごとの従来の選挙人名簿がございまして、それを中心にして洗い直す。その際に、いまお話のございましたような、名簿の仕組みが今度どう変わるというよりな点も、説明ができるものは十分いたしたい、そういうことで了解を得たいと思ひます。

それから、団地等につまましては、町内会等に加わつていない場合が多いわけなんです。昨年の参議院選挙の際に脱漏が非常に起りましたのも、あつたか、そういう新しい住宅団地などの場合が多いわけなんです。これもいま御意見に出ましたが、出張登録サービスと申しますか、そういうところには

は、出張所なり、あるいは市町村の選挙管理委員会直接なり出かけてまいりまして、そして登録事務を受け付けるというよりなことは、これはきつめて必要なことでもあるし、適當なことだと思ひますので、ぜひそういうことはどしどし積極的に行つていくようにいたしたいと思ひます。

○堀委員 そこで、せっかくこの資料を拝見してある中で、ここに自治省でおあげをいたしたいことですが、これは昭和四十年の七月十八日の朝日ジャーナルですか、「これはいいか選挙管理委員会」といふ項目で、鳥根県で起きた事実のようですが、鳥根県の地方課長が、こういうことでは、おそらく言ひそりなことだと私も思ひますけれども、この有権者の方が、やはり町内会の関係でも、せっかく選挙権があつたにもかかわらず、投票権が行使できなかった。非常に熱心な方で、選挙管理委員会まで行つて、これはどういうわけだといつて尋ねられたよりです。それに対する答えが、県の地方課長といふものは大体自治省から出向しているのだから、あとで具体的に当時の地方課長の名前を伺ひますけれども、出向したものがどういふかを含めて伺ひたいと思ひます。ちよつといまのうちに調べておいてください。

昭和四十年七月、参議院選挙当時における鳥根県の地方課長の氏名と、自治省からの出向者であるのか、地方出身者であるかをちよつと調べておいていただきますが、「それは、あんなの落度だよ、町内会にまわる広報が通つた」といふのが、市庁の前には掲示板があるではないか、そこに掲示するだけでも市の行政の伝達の事務結果されたいといふ。それを見逃したのには、市民の義務の怠慢といわれても仕方がないのだ。この鳥根県庁舎の前に行政広報が掲示され、それを津和野の町民が知らなかつたからといつて、異議を申したる理由にはならないのだ。それがあんな、法治国家といふものなのだ。」私は、鳥根県といふのは多少いなかの県だと思ひますけれども、少なくとも鳥根の地方課長がよくもまあ、それはこの言ひ分だけすべて正しい、そのとかりであつたか

どうかは、調べてみないとわかりませんが、少なくともここに出ていることは、私は言ひそりなことだといふ感じがするのです。いまの官庁の仕組みからして、言ひそりなことだと思ひます。しかし、言ひそりなことであるけれども、これは重大な問題ですね。いま私が申し上げておる前段の問題です。要するに、権利と義務の問題について、市役所の前にある掲示板を見なかつたのは、市民の義務の怠慢と言はれてもしかたがないといふ言ひ方ですね。思ひ上がりはなはだしいと思ひます。私は、時間があれば一べんその地方課長をここに呼んで詰問をして、徹底的に彼ら自己反省を求めたいと思ひます。こういう地方自治体における職員があるということについて、これは自治大臣、あなたも長く地方自治体においでになつたこともある、御経験があると思ひますが、はたしてこれでいひしよるか。ひとつ自治大臣の率直な見解を聞かせていただきたい。

○永山園務大臣 具体的問題と言ひますよりも、お説のように、私は、絶えず、いわゆる権力政治はいけな、封建的な権力的な方法をやめて、愛されるほんとうの民主自治にいかなければいけません。したがつて、国民によく知らしめて、国民の意を尊重してやらなければいかぬといふことを申しておるのでございますが、いわゆるほんとうに愛される国民へのサービ、民主的な運営をやることとがせひ必要であると思ひます。お説のよき権力的な行為は厳に慎まねばならぬと考へます。

○堀委員 大臣のお気持ちはよくわかります。そこで私は、これはたまたま鳥根県でこりいうことが起きたわけでもありません、全国的にはこりいうふうな問題の根底にあるのは、私が最初に触れました伝達のあり方に問題があると思ひます。市の側と申すと、自分たちが取るもの、要するに、市民に義務として課して取るもの、これはやはり収入にも関するから非常に熱心だと思ひますが、ややもすると、御承知のように、選挙管理委員会という機構は、市の機構の中では

まことに敬々たる機嫌で、私どもから見たらまわめて不十分だと思ひます。もつとあそこが事務的に能力のある状態にしてもらいたいと思ひますが、どうも不十分だ。これは当委員会でも少しは議論になつてゐる点です。しかし、いろいろな財政上の問題もあるからいたし方がないと思ひますが、心がまえとして、まあ権利のほうは、言つてきたらやればいんだというより考へて根底にあるから、私はこういふことが起きてくると思ひます。終わりのほうの、掲示板があるから、見ないのがおかしいという論理は、いまの日本の自治体の問題ではなく、行政上非常に問題がある点だと思ひます。いろいろなことが、たとへば土地収用に関する問題等につきましても、市役所のごとくに掲示をして、何日間か終わつたら、もうそれで異議を申し立てる権利が喪失したりする仕組みになつてゐるわけですから、一体どこにいつそいふことが公示されるのかわからないものが、ある日突然に市役所なり県庁の前に張られたつて、全部の市民がそれを見るわけにはいかならぬので、そこらに私はいまの行政機構上の伝達方法というものであり方に基本的問題があると思ひます。しかし、その程度では、特定の個人に對するもので、ある程度は、むを得ないと思ひますが、選挙権のようなものは、これは国民に普遍的にあるもので、すべての人に共通してあるもので、これに對するサービスですね、そういう意味のサービス、要するに、選挙が近づけば、あなた方選挙権がありますかということを確認ができるような何らかの交流方法ですね、これは私は今後選挙管理委員会を指導して、ひとつ十分——選挙をしたという問題は絶えないのですよ、選挙をしたという意思があつたにもかかわらず、投票ができませんでしつたという国民の声が絶えない。片方には、棄権を防止するといつて、あなた方一生懸命やつておられるが、私は棄権防止もたいへん大事だけれども、その前段に、投票したい意思のある者が投票できない状態というものは、これはもう

一つ重大問題ですから、ひとつ今度のこの制度の改正を機に、この次の選挙ではそういう問題が——それは全国非常に広いところですから、多少のことばやむを得ませんけれども、何とか脱離その他のミスのないような措置をするために、ひとつ日常からそのあり方についての姿勢を整へてもらいたい。特に各県の地方議長に對しては、ひとつどこに於ける例を提示して、かような例があつて公職選挙法の委員会で議論になつた、これについてはひとつ以後こういうことのないように、各県の地方議長は十分自分たちの職責の遂行に對して注意を払つてもらいたいという通達を下さるしてもらいたい、こう思ひますが、自治大臣どうでしょう。

○永山國務大臣 この制度を行ないます根本の問題は、お説のように二重登録や脱漏のないようにすること、これがねらひでございます。したがつて、親切によく指導をいたしまして、そうしてなお各政界は絶えずこれが完璧を期するよう、最善を尽くすようになつていただかぬといふ点に對しては、ただいまのお説のような議論が強く委員会でありましたことも十分申し添へまして、これが執行にあたりまして、注意をいたし、万全を期するよう指導をいたしたいと思ひます。

○堀委員 いまの問題はこれで終わります。次に、お伺ひをしておきたいことは、第四次の選挙制度審議会がたしか八月ごろに任期が満了になると思ひます。そこで、この選挙制度審議会では、選挙運動に関する問題等も論議がされておるやに新聞で承つておるわけですが、私もかつて委員でありましたときに、ともかく言論、文書による選挙運動は、やはりもう少し自由に行なわせる必要があるのではないか、特に取り締まりの側面からいへば、法規制があるために、実質的には、法律にはなるほど違反するけれども、選挙のあり方から見て、必ずしもそう関連してない文書の活動等、手をとられるために、悪質の買収、供託等の犯罪に手が回りにくい。もう少し選挙法も簡素化

し、選挙運動というものの本質に照らして、言論、文書による運動というものはもつと大幅に緩和するべきではないか、こういう意見が非常に強いわけですね。自治大臣、あなた方はやはり私どもと同じ政治家の立場として、私は選挙運動というものは言論と文書によるものが正しいので、その正しい手段までも、手かせ足かせする日本の選挙運動というものはまことに適切でない、こう思ひますが、その点大臣いかがでしょう。

○永山國務大臣 せっかく選挙制度審議会が議論を続けられておるから、この場合、あまり個人的な意見を強く申し述べることには差し控へたいと思ひますが、議論をされておるやうな中心は、やはり政党選挙に移行し、すなわち、民主政治のもとに議会主義であり、議会主義の中心は政党選挙である。したがつて、政党の活動は言論、文書が中心でありますから、これを大幅に、むしろ、言うならばもつとフリーに、大いにひとつ各政党の政策等を強く国民にPRして、そして近代組織政党になつて、党の組織、運営を強化していく。候補者個人に對してはある程度制約をする必要がある、すなわち政党選挙であるから政党は十分高度の活動ができる、個人候補者はある程度制約がむしろ必要ではないか、個人選挙から政党選挙へ移行するといふたてまえを貫くべきではないかという議論が強く行なわれておるのではないかと思ひます。まだ結論に達してないやうでございますが、政党選挙のたてまえをとります以上は、お説のようなぐあひに言論、文書に對しては十分ひとつ活動ができるやうにやるべきではないかといふやうに考へておられます。

○堀委員 いま、なるほど審議会が議論が行なわれておりますが、第一次、第二次審議会の答申をどうも見たら、その中には、やはりそういうものについての考へ方が明らかになつてゐるわけですね。だから、その言論、文書による政治活動を含めて、そういうものをもつと自由にして、それが具体的にどこまで流れてゐるわけですか。だから、臣としては、これまでの審議会の経緯をごらんになれば、何もそう、いまあなた個人の見解とおつしやるのですが、私は個人的見解と聞いていたのではないです。あなたがお話になることは自治大臣の見解でして、自治大臣と、そのほか永山さんと二人いるとは思はないので、あなた一人では、あなたのお説が、われわれは自治大臣の見解だと思ひます。しかし、いまおつしやるようなことは、もうすでに答申の中にこれまでに盛り込まれておることです。私はどうも何か自治省というところは少し好みがある、答申が出たら、その中で自分たちの都合のいいところはちよつとやるけれどもやりにくいところはちよつと横に置いておくという感じがあるんで、だから選挙の本質的なことについては、私は十分ひとつふだんから検討を進めていた必要があるんじゃないだろうか、こう思ひますので、ひとつ答申も出ることでしょうけれども、答申がきつて具体的な法律にしないんだといふことではいけないと思ひます。やはり私は、答申が多少抽象的であつても、いいことは法制化をしてやるべきで、そういう言論、文書の運動については、おそらく与党、野党とも反対意見はあまりないのですよ。だからそういう与党、野党の反対の取り上げて積極的な措置をするといふのが私は必要ではないかと思ひます。重ねてもう一回だけ、その点についてお答えいたしたいと思ひます。

○永山國務大臣 選挙制度審議会におきまして、政党のいづゆる選挙運動、政治活動が言論、文書が中心でございますから、これは高度に取り入れるべきであるといふ方向に進んでおるやうに考へておられますので、答申が出ましたら、尊重して、各党の御意見を十分お聞きをして、これが実現に努力いたすつもりでございます。

○堀委員 次に、いまいろいろ議論になつておりますが、区制の問題は大体的にどう答申をされる

ことになつておるのでしようか。大臣があまり詳しく御存じでなければ、事務局を担当してある選挙局長でついでですが、大体答申はいつごろに出るのか、任期は九し八月で終わらしたと私は了解しておりますが、その点をちよつと明らかにしたいと思つておられます。

○長野政府委員 現在第四次の選挙制度審議会は、第一委員会におきまして、三月一日からだと思つております。調整のため小委員会というのを設けております。そして三月中旬に、たしか毎週二回くらい行なひまして、六回くらいやっております。それから三月の末から各政党の意見を四月一日までの間に聞いて、本日午後からまた小委員会があるのでございます。見通してございまして、はつきりしたては申し上げられませんが、いまの状況でまゝいりますと、少なくとも四月中旬かあるいは五月の初めには一応、この第一委員会を含めまして、区制改正の根本的な方向と申しますが、そういうものが大体まとまるのではないだろうかという感じがいたします。しかし、これはいろいろな意見があります。全部が統一されるといふか、一つの案になるということとはなかなか困難でございますので、状況によつてはつと近づけるかと思つておられます。いまのようなくらいでまゝいりますと、四月一はあるいは五月の初めには、アウトラインは大体はつきりして行くのではないだろうか、このように考へておられます。

○堀委員 そこでちよつとお伺ひをしますが、事務当局でついでですが、いま選挙制度審議会の委員の定員は何名になっておりますか。

○長野政府委員 学識経験委員が三十人でございまして、それから各党の特別委員が九し十一人だと思つておられます。

○堀委員 第一次から四次まで選挙制度審議会が設けられて、非常に熱心な御議論をしていただいで、今日に至つておられますが、私はちよつとここで、まだ少し早いでついでですが、第五回の審議会も、やはり参議院の区制その他の問題もあつて、しよつと引き続き設けられることになるだらう

と思つておられます。そこで実はこの類々の問題でありまうけれども、だんだんこの意見をしておる一部は非常に固定してあるわけですね。この一次、二次、三次、四次にかけて、この三十人の学識経験者の入れかゝりの率といつても、これは一体現実にとりかゝることになつておるでしようか。

○長野政府委員 はつきりしたあれではございせんけれども、一次、二次、三次まで大体三分の一くらいずつかわつておられます。それから三次と四次はそのまま引き続きといふことで、これは全くかわつておらないわけでありまして。

○堀委員 そこで私は、こゝろいふふうな審議会で非常に重要だと思つておられるのは、この類々の問題については皆さんのほうで御選択になるわけですね。特に区制の問題なんかで、多少私どもに偏見があるかもしれないけれども、願ふれで大体結論がわかるような仕組みが感じられるわけですね。会長について申し上げても、歴代会長といふのは、最も熱心な小選挙区推進論者の方が過去歴代会長をとめて今日に至つておるわけですね。

私は最近、アメリカの大学院で日本の政治学を勉強してあるというアメリカの学生から手紙をもらひました。第一次選挙制度審議会の会議録をアメリカで読んで、私の発言についていろいろと感ずるところがあつたから、自分の専門の勉強のためにひとつ意見を述べたいといふ手紙を受け取りました。その手紙で触れられておることは、選挙制度審議会に対して政府または自由民主党の圧力がかかつておるのではないのかという疑問がされておるわけでありまして。私はそれに対して答へを書きましたのは、選挙制度審議会の委員に対して、具体的に政府または自由民主党が圧力をかけているとは私は思わぬ。しかし、この委員の任命については、自民党の意向を受けた政府が選挙について考慮を動かしてあるといふ点は、われわれは十分あなたの指摘に答へられると思つて、こゝろいふ返事を出したのです。

具体的なことは私にそゝろいふ問題はないと思つて、人間の適ひ方によつてある程度結論が出やすい方向というものは、いまの審議会という制度の中では私はやはり相当考えられる余地がある問題だと思つておられます。ですから、区制の問題はこの四次で終つたにしましよつと、その問題には触れさせんけれども、政府が特に選挙制度のよゝうな国民の基本的権利に関するものについて委員を選考されるにについては、やはりいろいろの意見の持ち主がそこに出て、デイスカッションされることは、私は国民のためになると思つておられる。私はこの特別委員が出ておられますが、これはまさにどうしてか政府の利害を代表しておるようになつておられるか、学識経験者等の意見と比べれば、やはり色めがねで見られがちになりやすいといふことになりまして、私は、次の第五次の選挙制度審議会の委員の選考については、私たちがそゝろいふ偏見で感じておるのかもわかりませんが、私は案外から見ると、現在の選挙制度審議会といふものは、ほとんどが小選挙区に非常に熱心な方が集められておるといふ感じがどうしてするわけですね。その点等を含めて、いまのことともいふので、第五次の審議会は現状でありますからいふのですが、第五次の審議会の委員を任命されるにについては、さつきお話をすることによつて、三分の一程度の入れかゝえをしてまた幅広い学識経験者で構成されるということを、ひとつこゝでお約束いただきたいと思つて、自治大臣の見解を承りたい。

○永山国務大臣 まだ第五次審議会の関係の問題については政府として方針を決定してはおりません。しかし、いづれにいたしまして、委員を選考するに際しましては、きわめて公正公平に、しかも意見の高低、党利党略を離れた次元の高度の方を選んていくことが絶対必要であると思つておるものでございまして、御意見は十分参考にいたしまして将来の指針といたしたいと思つておる次第でございまして。

○堀委員 さつき調査をお願いした鳥根泉の地方課長、氏名と、自治省から出向なのかどうかという点を明らかにしてもらいたい。

○長野政府委員 この資料に載つておられますのは昨年の参議院選挙のときだと思つておられます。いま調べますと、I地方課長といふのは飯塚、正確には「めしづか」と読むのだらうと思つておられます。それでIと書いておられるのでありますが、これは地元の人であります。

○堀委員 よくわかりました。最後に、答申の考へがまとまるのが四月か五月の初めとなりまして、答申自体は五月中旬くらいに出るのじやないかと思つておられます。そこで政府は、答申が出れば、これまでの行き方ですと、尊重しなければならぬといふことになつておるわけですね。尊重して政府案をつくられるのでしよつと、その政府案といふのは一体いつごろ——もし五月に出れば、この国会は五し五月十八日で会期は終つてしまふから、この国会には間に合ひようには出ないのじやないかと思つておられますが、そうすると、いまのあなたの方、自治大臣、担当大臣の考へとしては、選挙法の改正といふのを臨時国会でもやろうとすることに考へられるのか、次の通常国会でやればいとお考へになるのか。その点は大臣、タイミングとしてはこの通常国会には間に合ひない、答申は出る、政府はその答申に基づいて法律案の作成はする、一体それはいつかかかるといふか。臨時国会を設けてまでやるという意思か、あるいは通常国会にかかるといふか、いづれですか、ひとつお答へいただきたいと思つておられます。

○永山国務大臣 答申は尊重いたすといふ考へでございましてけれども、実際問題として、どういふ答申が出ますかといふことをまず見なければいけません。思つておられます。さらに、一番大切な案件でございまして、世論並びに国会の各関係の意見を十分尊重をいたして進まねばならぬと思つておられます。どういふときにとりかゝる方法でやるかといふことは、この場合まだ申し上げる時期に至つていないのではないかと考へます。要するに、答申は尊重する、しかし世論並びに国会の各

り点を明らかにしてもらいたい。

意見を十分聞きまして、そしてこれが具現には努力をせなければならぬと考えておりますので、その時期、方法等については、まだ結論を得るに至っていないのでございます。

○堀委員 いまの大臣の答弁の気持ちはわかりました。気持ちにはわかりましたけれども、何かふたふたしてありますから、ちよつと少し確認をさせていたいただきたいのですけれども、答申が出て、世論及び国会の各党の意見もひとつ聞こう、お聞きになるのは、政府が法律案を作成する前にそういう各党の意見等を聞き取るのか、そこらがかんぶんわりしてあります。要するに答申、法律案、国会提出、この三つの段階がございすね。ですから案作成の過程にそういういまいちやるような世論の動向も見、さらに各党の意見も聞く、こういうことなのかどうか、その点をひとつ確認させていたいただきたいと思ひます。

○永山国務大臣 もちろん、世論及び各党の意見すべてをお聞きいたしました。政府の方針をきめるのではないが、こう考えておりますが、またこの場合、全然その体制をどうするかというところは未知でございます。でございますが、決して独走をするというところはございません。十分ひとつ世論を聞き、また各党の意見を聞いた上で成案を得るというところに至るだろうと考へるのでございす。これはまだ想像の域でございす。答申を見ました上で最後の方針がきまると思ひます。

○堀委員 いまのお話を聞いてみますと、何か第三者みたらに、そういうことになるのではないかと思はれるとか、しかしあなたには自治大臣として、まあ内閣改造もあるというから、あるいは実際に成案を得るころにはあなたは大変でないかもしれません。それはわかりませぬ。あなたでなく、まだいまはだれもわからないことでしょう。しかし、それはそれとして、いまあなたはやはり自治大臣ですから、自治大臣としては、おれはともかく引き続き地方行政、自治、選挙の問題を担当していくのだという心がまえをはっきりしておいてもらわないと、何かだれかがそういうふう

するだろうなどというふうなあいまいなことで、これは一國の自治大臣としてちよつと適切じゃないですね。だから、事は非常に重要な問題ですから、私は自治大臣たる者の心がまえを聞いてみるわけですから、その第三者的に答申が——まあいいですよ、私も具体的な答申の中身なんか、ちよつとも触れてものを言っていないのです。答申は出るので。これは間違いないことですよ。どういふものにして出るでしょう。出たものについてどういふ扱いをするかという姿勢がきまらぬようでは、これは永山さん、自治大臣としての権威に欠けると思ひますよ。いいですか、あなた

がやはり永山自治大臣ここにありという発言を——その内容の具体的なことを言っているわけじゃないのです。心がまえ、姿勢を伺つておるのですから、いまのようないまいなことでもなく、ちやんとひとつ、あなたのおっしゃったことを權威あらしめんとするならば、自治大臣としては世論の動向を十分に参酌をし、各党の意見も十分取り入れて政府案をつくる考えでございす、このくらの言わなければ、他人ごとのようなことでは私は承知できないのです。もう一回。

○永山国務大臣 お説のとおりでございまして、世論の動向並びに各党の意見等を十分参酌いたしまして、独善にちいらぬ、國民の総意を反映するものをつくつて進みたいと考へております。

○堀委員 終わります。

○志賀委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる七日木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、これにて教会いたします。

午後零時六分教会

昭和四十一年四月九日印刷

昭和四十一年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局